

『高等学校野球のアウトオブシーズンについての規定』

(平成 28 年 2 月 17 日改正)

<下線が改正箇所>

(1) アウトオブシーズンの期間

高等学校野球のアウトオブシーズンは 12 月 1 日より翌年 3 月 19 日までとする。

(ただし、3 月 19 日から春季大会開催をせざるをえない場合、同日が日曜日の年に限り、日本高等学校野球連盟に事前に申請し承認を得ること)

(2) アウトオブシーズン中の活動

高等学校野球におけるアウトオブシーズン中の活動は練習に主点を置くこと。

ただし、3 月 8 日から学校の授業や行事に差し支えない限り、練習試合（都道府県外を含む）を行ってもよい。

3 月 8 日と設定された解禁日までは同一地域にあるといえども、他校との合同練習、練習試合はできない。なお、自校グラウンドで、自校の部員を分けたり、OB を加えて試合することは差し支えない。

(3) 選抜高等学校野球大会出場校の取り扱い

選抜高等学校野球大会出場校（補欠校を含む）は、前項但し書きの練習試合はできるが、出場校間の試合は同大会終了までできない。

なお、壮行試合など公式行事はできない。また大会参加途上の試合は禁止されてきたが、往路に限り途中で試合をしても差し支えない。

また、母校出発日は、従来選抜大会最終日からさかのぼって 3 週間を超えないこととする。なお曜日の関係もあり、毎年選抜大会の会期が決定した後、出発制限日の確認をする。

(4) 特例措置

海外交流など特別な事情のある場合、日本高等学校野球連盟の承認を得たものはアウトオブシーズン中であっても試合することは差し支えない。

以 上